（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	磯崎漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1．当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理	松島町漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成27年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成27年 4月 ～ 令和 2年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 2年 4月 ～ 令和 7年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 7年 4月 ～ 令和12年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2．現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	磯崎漁港の指定施設
	所在地	石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3．施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	磯崎漁港の指定施設	
所　在　地	宮城郡松島町磯崎字長田地先（東防波堤横泊地） 宮城郡松島町磯崎字鷺島地先（船揚場横泊地）	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　　造	
	内　　容	（東防波堤横泊地）延長230メートル、幅12.5メートル （船揚場横泊地）延長30メートル、幅12.5メートル
開　館　（　所　）　日		
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採　用　の　有　無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	51 人	51 人	51 人	100.0%	100.0%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
	51 隻	51 人	51 隻	100.0%	100.0%
合　　計	51 人	51 人	51 人	100.0%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	1,612	1,590	1,470	91.2%	92.5%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	1,612	1,590	1,470	91.2%	92.5%

(2) 支出

人件費	1,162	1,170	1,233	106.1%	105.4%
施設管理費	450	420	237	52.7%	56.4%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支 出 計 (b)	1,612	1,590	1,470	91.2%	92.5%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	点検業務時や利用者からの修繕依頼で早急に対応している。	定期点検時や荒天後に施設の巡回を実施し異常がないかを確認している。また施設利用者や地域組合員からの報告を基に、早急に対応を行い維持管理に努めた。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	概ね計画値通りの実績となり、適正に管理運営に努めた。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	支所職員全員で管理運営にあたっており、施設修繕に関しては設備のある漁船を所有している組合員に依頼している。	支所・本所間において、緊密に連携しており的確な管理運営に努めた。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　2 人　非正規　人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	設備施設維持管理及び現金の取扱や使用料の管理、また領収書の発行、徴収台帳の記入等、適切に実施し関係機関へ報告した。 また定期点検外において、地域組合員の適時巡回により係船状態の不備・不良等が発見された場合には、利用者と連携を取り対処し、予見された事故の防止に努めた。	遅延することなく管理業務実施報告書を提出し適正なる管理運営に努めた外、利用者意識の向上にも努めた。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	概ね計画値通りの実績となり、適正に管理運営に努めた。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	利用者増加を図るべく、新規問い合わせに対し親切丁寧な説明を心掛けており、また既存の利用者の方に関しては、情報の提供や係留における要点等について助言し、利用維持や利用者意識の向上を図っている。	利用者が安心して利用できるよう、異常があれば速やかに情報提供を行うよう地域組合員へ依頼し、利用者サービスの向上に努めた。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	点検業務時において利用者の方への声掛け、また申請等における来所時に際し要望等の把握に努めている。	現場や支所窓口において、利用者から直接寄せられる要望において、対応可能な要望については即座に対応し、利用者との関係性の構築に努めている。 また、苦情は寄せられていない。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	新規利用者は申請順に案内している。	指定施設を利用する全ての利用者において区別することない対応に留意し、新規船舶係留利用者については、申請を受け付けた順に案内することとし、適正に管理している。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	事故等の際には、地域組合員を含む支所組合員の協力をお願いしている。	利用者及び地元組合員との連携を強化し、出航の際は救命胴衣の着用声掛けや、荒天時または荒天が予想される場合は、出航を見合わせるよう要請し、事故防止・安全対策の強化に努めた。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	個人情報は、支所事務から持ち出さず、管理にあたる職員にも徹底周知している。	法令を遵守し、情報漏洩や毀損及び滅失の防止を図るべく、管理取扱いは支所事務所内に限定しており、対応する職員にも周知徹底し適切に努めた。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施					
	その他の取組					
総 合 評 価			法令を遵守し、適正かつ円滑なる管理運営に努めた。	A	概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	特になし	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。